

土屋ケアカレッジ富山 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業所が実施する。

土屋ケアカレッジ富山
富山県富山市内幸町 7-9 ラ・フォンテ 404 号室

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

形式は通学とする。ただし新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減する観点から、受講者が一堂に会した講義（科目内において演習と合わせて実施される講義を除く。）に変えて、通信（オンライン）方法による講義を行うものとする。

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

富山県または石川県または長野県または新潟県に在住で、在勤で通学可能なもの

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

(使用教材)

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習・実習会場は、次のとおりとする。

講義、演習：土屋ケアカレッジ 富山
(富山県富山市内幸町 7-9 ラ・フォンテ 404 号室)

実習：土屋ケアカレッジ 富山
(富山県富山市内幸町 7-9 ラ・フォンテ 404 号室)
ホームケア土屋 富山
(富山県富山市内幸町 7-9 ラ・フォンテ 404 号室)
ホームケア土屋 金沢
(石川県金沢市松村町ヌ 70-1)

ホームケア土屋 長野
(長野県長野市大字鶴賀上千歳町 1155-2 ハヤシビル 3 階)
ホームケア土屋 新潟
(新潟県新潟市東区紫竹 5-19-15 ボ・ヌール・トワV)

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧表」のとおりとする。

(募集手続)

第11条 募集手続は次のとおりとする。

- 1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話 (050-3138-2024)、WEBにて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。
- 2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。
- 3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。
- 4 受講申し込み後は、事由に問わず受講料の返金を行わない。尚、受講生が集まらないなど講座側の都合で開講できない場合には速やかに返金する。

(科目の免除)

第12条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第13条

- 1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
- 2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第14条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第15条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第16条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第17条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付

する。

(修了者管理の方法)

第18条 修了者管理については、次により行う。

1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、富山県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講ずることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示

⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口

電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和4年9月1日から施行する。

研修カリキュラム

研修名称：土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

研修課程：重度訪問介護（統合課程）

科目名		必須 履行時間	時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	2	
	基礎的な介護技術に関する講義	1	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	3	
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	3	
計		11	11	
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	1	
計		1	1	
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	
計		8.5	8.5	
合計時間数		20.5	20.5	

【実習期間】

- 第1回令和6年4月10日(水)～令和6年4月11日(木)
- 第2回令和6年4月24日(水)～令和6年4月25日(木)
- 第3回令和6年5月8日(水)～令和6年5月9日(木)
- 第4回令和6年5月22日(水)～令和6年5月23日(木)
- 第5回令和6年6月12日(水)～令和6年6月13日(木)
- 第6回令和6年6月26日(水)～令和6年6月27日(木)
- 第7回令和6年7月10日(水)～令和6年7月11日(木)
- 第8回令和6年7月24日(水)～令和6年7月25日(木)
- 第9回令和6年8月28日(水)～令和6年8月29日(木)
- 第10回令和6年9月11日(水)～令和6年9月12日(木)
- 第11回令和6年9月25日(水)～令和6年9月26日(木)
- 第12回令和6年10月9日(水)～令和6年10月10日(木)
- 第13回令和6年10月23日(水)～令和6年10月24日(木)
- 第14回令和6年11月13日(水)～令和6年11月14日(木)
- 第15回令和6年11月27日(水)～令和6年11月28日(木)
- 第16回令和6年12月11日(水)～令和6年12月12日(木)
- 第17回令和6年12月25日(水)～令和6年12月26日(木)
- 第18回令和7年1月8日(水)～令和7年1月9日(木)
- 第19回令和7年1月22日(水)～令和7年1月23日(木)
- 第20回令和7年2月12日(水)～令和7年2月13日(木)
- 第21回令和7年2月26日(水)～令和7年2月27日(木)
- 第22回令和7年3月12日(水)～令和7年3月13日(木)
- 第23回令和7年3月26日(水)～令和7年3月27日(木)

※研修日程3日目は各回の1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。